



THE PARK FRONT HOTEL AT UNIVERSAL STUDIOS JAPAN

第 1 条 適用範囲

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この契約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとする。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約は優先するものとする。

第 2 条 宿泊契約の申込み

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルにお申し出いただきます。
 - 宿泊者名及び宿泊人数
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料による)
 - 申込者名及びその連絡先
 - 宿泊料金の支払者名及びその連絡先
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして取扱いたします。

第 3 条 宿泊契約の成立等

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとする。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する期日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 8 条及び第 21 条の規定を適用する事態が生じたときは、滞りなく次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 15 条の規定による料金の支払いの返還します。
- 第 2 項の申込金を同額の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとする。ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条 施設における感染防止対策への協力の求め

- 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 4 条の第 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

第 5 条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが第 3 条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第 6 条 宿泊契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- 満室により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の第 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等(以下、「特定感染症の患者等」という)であるとき。
- 宿泊しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団関係企業・団体の関係者などの反社会的勢力であるとき。
- 宿泊しようとする者が暴力団、又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- 宿泊しようとする者が法人で、その役員に暴力団等の反社会的勢力に該当する者がいるとき。
- 宿泊しようとする者が宿泊に関し威圧的もしくは暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき(ただし、宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。))第 7 条第 2 項又は第 8 条 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 宿泊しようとする者が、泥酔などで他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき、及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき(都道府県(保健所を設置する市又は特別区)の条例に基づく)。

第 7 条 宿泊契約締結の拒否の説明

- 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第 8 条 宿泊客の契約解除権

- 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約を全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金を支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第 2 項に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが、第 5 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約を宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

第 9 条 当ホテルの契約解除権

- 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき、又は同行行為をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が特定感染症の患者であるとき。
 - 天災、施設の故障等、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊客が泥酔などにより他の宿泊者に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - 指定された喫煙室・喫煙場以外で喫煙したとき。
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - 宿泊客が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体の関係者などの、反社会的勢力と判断したとき。
 - 宿泊客が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - 宿泊客が法人で、その役員に暴力団員に該当する者がいるとき。
 - 宿泊客が、宿泊に関し威圧的もしくは暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき(ただし、宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
- 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供をうけていない宿泊サービスの料金をいただきません。

第 10 条 宿泊契約解除の説明

- 宿泊客には、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第 11 条 宿泊の登録

- 宿泊客には、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - 日本国内に住所を持たない外国人にあっては、国籍、旅券番号、(パスポートのコピーまたはスキャナーによる複写)
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が第 15 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代り得る方法より行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

第 12 条 客室の使用時間

- 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日の正午までとします。ただし、連続して宿泊する場合において、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当ホテルは、前項の既定にもかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応ずることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - 超過 3 時間までは、ホテル規定に準ずる
 - 超過 3 時間以上は、室料金の 100%

第 13 条 利用規則の遵守

- 宿泊客は、当ホテル内においては、ホテルが定める利用規則に従っていただきます。

第 14 条 営業時間

- 当ホテルの主な施設の営業時間は別表 3 に掲げる通りとし、その他の施設の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の表示、客室内のサービスディレクトリーなどご案内いたします。
- 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時変更することがあります。その場合には適切な方法をもってお知らせします。

第 15 条 料金の支払い

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金などの内訳は、別表 1 に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金などの支払いは、日本国通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わりうる方法により宿泊客の到着もしくは出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においては、宿泊料金は申し受けます。

第 16 条 当ホテルの責任

- 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度としてその損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当ホテルは万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 17 条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとする。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき理由がないときは補償料を支払いません。

第 18 条 寄託物の取扱い

- 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損などの損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。
- 宿泊客が、当ホテルにお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならない場合は、発見した日を含め 7 日間当ホテルにて保管し、その後、最寄りの警察署へ届けます。但し、軽微な物(日常生活品等)等、お客様がその所有を放棄したと認められるものについては、取得日を含め 3 ヶ月間保管の後に処分させていただきます。また、お忘れ物が食品や保管管理が困難な場合は、廃棄させていただきますことがございます。
- 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は貴重品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとなります。

第 20 条 駐車場の責任

- 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに当たります。

第 21 条 宿泊客の責任

- 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 22 条 個人情報

- 当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切にお取り扱いいたします。

第 23 条 約款の変更

- 本約款は、民法に定める定型約款に該当し、宿泊客の一般の利益に適合する場合、または、変更の必要性及び相当性があると認められた場合には、民法の規定に基づいて、本約款の各条項を変更します。
- 本約款が変更された場合には、変更後の規定の内容を Web サイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から変更後の内容が適用されるものとします。尚、本約款を変更する場合には、変更内容などを記載した適切な方法にて周知します。
- 本約款が変更される以前に予約し、その宿泊日が約款変更日以降である場合、宿泊日時点の約款に基づくものとする。

別表第 1

宿泊料金等の内訳(第 2 条 1 項及び第 15 条第 1 項関係)

		内 訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料金 ②サービス料 (①×10%)	
	追加料金	③飲食料 ④サービス料 (③×10%) ⑤その他の利用料金	
	税金	⑥消費税等 ⑦大阪府宿泊税	

別表第 2

違約金(第 8 条第 2 項関係)

		不泊	当日	前日	前日 9 時迄	前日 20 時迄
一般	1~14 名 まで	100%	80%	20%	-	-
	15~99 名 まで	100%	80%	20%	10%	-
団体	100 名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注)

- % は予約時の宿泊料金(サービス料、消費税等を含む)に対する違約金の比率です。
- 宿泊パッケージ等、別途違約金を設定している場合は、その公示額を違約金として収めます。
- 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収めます。
- 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合はそのお引き受けした日)における宿泊人数の 10% (端数を上回る場合は切り上げる)にあたる人数については、違約金をいただきません。
- 各旅行会社からのお申し込みのキャンセルに準ずる場合は、お申し込みいただきました旅行会社の規定に準じる事といたします。

別表第 3

営業時間

- レストラン プッフェディング「Akala (アーカラ)」

<ブレックファスト>	7:00 ~ 10:00 (L.O.9:30)
<ランチ>	12:00 ~ 15:00 (L.O.14:30)
<ディナー>	17:30 ~ 21:30 (L.O.21:00)
<バー>	20:00 ~ 22:30 (L.O.22:00)

- FO 'ahu (オアフ) 不定期

- 宅配受付カウンター 9:00 ~ 13:00
※13:00以降はベルデスクにて着払いのみ受付

- チェックカウンター 7:00 ~ 21:00
※季節により変更の可能性有

- コインランドリー 24 時間

- コインロッカー チェックイン当日のみ